

# 限定責任信託における受託者の対第三者責任

金沢大学人間社会研究域・法学系准教授 早川 咲耶

## 目次

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 1. はじめに                 | (イ) 受託者の任務懈怠 |
| 2. 受託者の対第三者責任           | (ウ) 第三者      |
| (ア) 限定責任信託とは            | (エ) 賠償範囲     |
| (イ) 対第三者責任根拠規定 (224条1項) | (オ) 小括       |
| 3. 会社法429条との比較          | 4. 終わりに      |
| (ア) はじめに                |              |

## 1. はじめに

信託財産を受託者の固有財産から分離することは、信託の制度上の要のひとつである<sup>(1)</sup>。平成18年に新設された限定責任信託（信託法2条12項、以下原則として法令名を省略する。）では、原則として受託者の固有財産が、信託に関する責任の引当財産となることはない。例外として不法行為責任と対第三者責任という二つの場面が設けられている。不法行為責任については立法当時から議論がされていたのに対し、対第三者責任についてはあまり議論が見られない。この後者の対第三者責任とは、限定責任信託の受託者が信託事務を行うについて悪意または重大な過失があった場合に、当該受託者の固有財産から被害を被った第三者に直接賠償責任を負うとされるものである（224条1項）。

本稿は、この限定責任信託における対第三

者責任について、会社法の対第三者責任と比較しながら、基本事項の確認を行うものである。

## 2. 受託者の対第三者責任

### (ア) 限定責任信託とは

一般的な信託では、信託事務に関連して生じた第三者に対する債務については、信託財産及び受託者の固有財産が引き当て財産となる（21条1項5号）。アメリカの伝統的な信託においても、受託者が信託の執行として契約を結んだ場合にその契約責任を負う主体は個人としての受託者であり、第三者は受託者個人を相手として訴訟を行い、勝訴した第三者が執行しうるのは信託財産ではなく受託者の固有財産となる<sup>(2)</sup>。

しかしながら受託者が個人責任を負うことを回避したいという要請は当然アメリカにも存在していた。この要請に応える形で、受託

者の責任を制限する規定が設けられるようになった。たとえば、アメリカ統一信託法典では、受託者が自らの地位を顕示している場合、受託者として締結した契約に基づく債務（不法行為を含む）について、当該受託者に過失が無い限り個人として責任を負うことは無いとされている（同法典1010条(a)(b)）。アメリカ法は、債務が信託の適切な管理から生ずる限り信託財産のみが引き当てになる立場へ移行している<sup>(3)</sup>。受託者が対外的な個人責任を負わない代表的な信託スキームとしては、ビジネス・トラストの制度が存在する<sup>(4)</sup>。ビジネス・トラストとは、受託者による事業遂行によって、利益を上げ、当該利益を受益者に分配するという信託である<sup>(5)</sup>。ビジネス・トラストは、19世紀後半から生成・発展してきた信託スキームであり、デラウェア・ビジネス・トラスト法（Delaware Business Trust Act）など米国各州で規定が設けられており、不動産投資信託や証券投資信託の分野で広く利用されている<sup>(6)</sup>。

日本でも、このビジネス・トラストによく似た形の制度として限定責任信託が設けられた。限定責任信託（2条12項）の制度は、平成18年の信託法改正によって初めて導入された。この制度は、実務界からの要請に応じて創設されたとされている<sup>(7)</sup>。限定責任信託として主に想定されているのは、パイロット事業やプロジェクト事業など受託者の専門的能力、市場・技術動向の変化に迅速に反応する事が求められる事業や資産流動化事業などであると説明される<sup>(8)</sup>。しかしながら、現状では、限定責任信託はあまり利用されていない<sup>(9)</sup>。

限定責任信託とは、「受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託」（2条12項）であり、受託者の固有財産による責任負担を一律に排除する制度枠組みとなっている<sup>(10)</sup>。

従前の信託法においても、責任財産限定契

約締結によって受託者の責任を制限することは可能であった。しかしながら、責任限定契約では、当該契約を締結した債権者との間でしか効力が認められず、責任限定契約について相手の応諾の必要性や特約対象外の債務も存在するなど、受託者の責任制限に限界が存在していた<sup>(11)</sup>。このことから受託者の責任負担を一律に排除する制度を求める要請に基づいて限定責任信託が設けられたとされている<sup>(12)</sup>。

ただし、限定責任信託においても、受託者が固有財産で責任を負う例外的な場面が設定されている。具体的には、不法行為による債務（217条1項・21条1項8号）と信託事務の履行について悪意または重大な過失があったときの損害賠償責任（224条）である。本稿では、主に後者の債務に対する責任を中心に扱う<sup>(13)</sup>。

#### イ) 対第三者責任根拠規定（224条1項）

限定責任信託の受託者が信託事務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該受託者は損害を被った第三者に対して賠償責任を負う（224条1項）。この受託者の賠償責任は、当該受託者の固有財産のみを責任財産とする点で、信託財産に加えて受託者の固有財産への執行を認める不法行為債権（217条・21条1項8号）とは、異なっている。本条類似の規定としては、会社法429条1項、同法597条、有限責任事業組合契約に関する法律18条1項などが存在する。

限定責任信託における受託者の対第三者責任（224条）の規定は、会社法429条を参考にして立法された<sup>(14)</sup>。224条1項の法的性質について、立案担当者は法定の特別責任であると説明している<sup>(15)</sup>。またこの責任の根拠は、限定責任信託における受託者の事務処理の重要性に求められている<sup>(16)</sup>。

### 3. 会社法429条との比較<sup>(17)</sup>

#### (ア) はじめに

会社法429条（及び平成17年改正前商法266条ノ3第1項）は、会社法の中でも非常に裁判例が多い条文である<sup>(18)</sup>。同条に基づく対第三者責任の法的性質および賠償範囲については、最大判昭和44年11月26日民集23巻11号2150頁（以下「最大昭和44年判決」という。）の判決の見解が、学説の多数説によって支持され<sup>(19)</sup>、現在も通説・判例とされている。その判決の見解とは、会社法の対第三者責任の法的性質を不法行為責任ではなく法律上の特別の責任とする法定責任説をとり、かつ、同対第三者責任によって賠償される範囲は第三者に直接生じた損害であるか否かを問わないという両損害包含説をとる見解である。そして、最大昭和44年判決が採用する立場を前提として、会社法429条による会社役員への対第三者責任の制度は、中小企業破綻の場合における会社債権者の債権回収手段として用いられてきた。このような活用方法は、会社役員が会社債権者に対して会社倒産時の任務懈怠に関する個人責任を負うことの理論的帰結として導かれたのではない。むしろ、無謀な経営によって会社破綻が生じた場合の会社債権者の保護が必要であるとの実務的判断が先にあり、その救済方法として対第三者責任規定を用いることを合理化するために、学説及び判例が、理論を展開してきたと評すべきであろう<sup>(20)</sup>。しかしながら最近では、従業員に対する安全配慮義務違反<sup>(21)</sup>や金融取引などにおける内部統制システム構築義務違反<sup>(22)</sup>などを理由として、破綻していない会社の役員に対しても会社法429条1項に基づく個人責任が認められる事案が散見される。会社法429条1項適用によって取締役の個人責任が追求される場面は非常に幅広く、実際の責任認容場面も決して限定的とは評しえない。

また会社法429条1項の解釈では、なぜ取締役の会社に対する任務懈怠が第三者に対する損害賠償を基礎づけるのかという点が常に問題として指摘される<sup>(23)</sup>。この点について会社法学説は、会社の信用毀損という任務懈怠であるとしたり<sup>(24)</sup>、経営悪化時における再建可能性等の検討義務が取締役の善管注意義務に含まれるとしたり<sup>(25)</sup>、英米法上の信託義務を参照して、取締役の倒産（危機）時期における債権者への義務を肯定したり<sup>(26)</sup>、などしているが、未だ見解は一致していない。

既に述べたとおり224条1項は、会社法429条1項をモデルとして立法された。このような立法経緯や法的性質や責任根拠の説明に見られるように、224条の解釈に際しては、会社法429条1項の判例・学説が大きく影響し、場合によってはほぼそのまま用いられることも想定される。しかしながら、会社法429条は上記のとおり、非常に多くの論点を内包している。信託法上の対第三者責任の理解に、会社法429条の解釈を用いることには注意が必要である。

#### (イ) 受託者の任務懈怠

##### ① 受託者の義務

224条1項は「受託者が信託事務を行うについて」とのみ記載されており、「受託者の信託事務についての任務懈怠」は、明文上の要件にはなっていないが、解釈上対第三者責任の成立要件とされている<sup>(27)</sup>。では、この受託者の「信託事務についての任務懈怠」とはどのようなものか。

受託者は、信託事務処理にあたって善管注意義務を負い（29条2項）、受益者のために忠実義務（30条）<sup>(28)</sup>、受益者の公平義務（33条）<sup>(29)</sup>を負う。信託法では、第三者と受託者との利益が相反する場合が善管注意義務の問題であり、これに対して受託者と受益者との利益が相反する場合に問題となるのが忠実義務であるという整理がなされている<sup>(30)</sup><sup>(31)</sup>。信託法においては、善管注意義務と忠実義務

務とは異なる性質を持つ義務であるといえる<sup>(32)</sup>。

受託者が負う善管注意義務とは、その職業や地位にあるものとして通常要求される程度の注意水準によって信託事務を行うことである<sup>(33)</sup>。ただしこの善管注意義務については信託において「別段の定め」をもうけることが可能となっている（29条2項ただし書き）。この「別段の定め」については、信託事務処理の範囲の限定が含まれ、この場合当該範囲外の行為について善管注意義務違反は問題とならないとされている<sup>(34)</sup>。また、受託者の善管注意義務の注意水準についても信託契約で（「自己の財産におけるのと同じの注意」を下限として）定めることが可能となっている<sup>(35)</sup>。

受託者が負う忠実義務とは、受託者は受益者の利益のために信託事務処理を遂行しなければならない<sup>(36)</sup>、受託者がその地位を利用して受益者の利益の犠牲のもとに自己または第三者の利益を図ってはならないという義務である。そしてその具体的な内容は、当該信託の趣旨に照らして決定される<sup>(37)</sup>。

これら受託者の義務違反を判断するにあたって、会社法の善管注意義務（会社法330条・民法644条）・忠実義務（会社法355条）違反と同様の判断基準を用いることが適切であるとは思われない。なぜならば、善管注意義務と忠実義務の関係について、信託法と会社法とはその理解を異にしているといえるからである。株式会社の取締役も、株式会社に対して、忠実義務（会社法355条）と善管注意義務（会社法330条・民法644条）を負う。この取締役の善管注意義務と忠実義務については、最判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁が「忠実義務は善管注意義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであって、…通常の委任関係に伴う善管義務とは別個の、高度な義務を規定したもの」ではないという同質説を採用した。通説<sup>(38)</sup>は、両概念の違いを指摘しつつも、具体的な義務違反の判断

基準までは提示できていない。

上記の通り、会社法の場合とは明らかに性質を異にする信託法上の善管注意義務と忠実義務の関係及び、信託法上のこれらの義務違反の基準については、今後の裁判実務の積み重ねによって明らかになることが期待される。

さらに、受託者は信託財産の分別管理義務（34条）、信託事務処理の報告義務（36条）、帳簿等の作成等の義務（37条）を負うとされている。ただし34条以下の義務は、いずれも受託者の信託事務の具体的な行為義務であるため、当該義務に違反するか否かの判断は比較的容易である。

## ② 監視義務違反

次に、会社法との比較で特に問題となり得るであろう監視義務について検討する。

会社法においては取締役が複数いる場合、取締役は他の取締役の行為が法定定款を遵守し、適法かつ適切に業務執行を行っていることを監視する義務を負う<sup>(39)</sup>。この監視義務の範囲には、他の取締役の業務執行行為が善管注意義務・忠実義務に従っているかという点も含まれるとされている<sup>(40)</sup>。監視義務違反を理由として取締役の対第三者責任を認めた裁判例も複数存在する<sup>(41)</sup>。

これに対して信託法では、受託者が複数いる場合に受託者が相互に監督義務を負うかが問題となる<sup>(42)</sup>。複数の受託者である共同受託者は、信託財産を合有し（79条）、受託者の過半数によって事務処理を決定するとともに、各受託者が単独で当該決定行為を執行することができる（80条1項、3項）。このような共同受託者が存在する信託において、受託者間に監視義務があるとする見解が有力であるものの<sup>(43)</sup>、この点について判示した裁判例は見当たらない。

共同受託者がいる信託においては、職務分担者によって行われた取引債務の責任財産は、原則として信託財産と職務分担者の固有財産である<sup>(44)</sup>。他の受託者は、職務分担者

が債務を履行しない場合であっても、当該取引の相手方が職務分担の定めがあることについて善意無過失でない限り自己の固有財産に強制執行されることはない(83条2項)。複数受託者の一人が任務懈怠をした場合であっても、原則として当該任務懈怠受託者のみが、損失てん補責任を負うこととされている(85条1項・40条)。しかしながら受託者間相互に監視義務があるという立場を採用した場合、限定責任信託では職務分担者以外の受託者も、監視義務違反を理由として、取引の相手方に対して損害賠償責任を負う可能性が生じうる。つまり、他の共同受託者が行った行為を理由として、職務分担外の受託者についても、監視義務違反を理由として損害賠償責任が生じることとなりかねない。このことは、本来職務分担の範囲においてのみ責任を負うという原則的な共同受託のあり方を超える。

### (ウ) 第三者

#### ① 受託者との取引相手

会社法429条1項で、伝統的に想定されてきた保護すべき債権者とは主に会社破綻時における会社の債権者であった。しかしながら、会社が破綻していなくとも会社役員の特第三者責任が認められることに争いはない。

限定責任信託の受託者と取引に基づいて信託財産責任負担債務の債権者となった者は、限定責任信託の特第三者責任制度において救済対象として想定された者であって、「第三者」に当然に含まれる。

#### ② 受益者

信託における受益者は、信託事務に裁量が認められた受託者の信託行為によって利益を享受する者であり(2条6項、7項)、株式会社では取締役らの業務執行によって配当等を享受する株主に相当すると思われる。この受益者が224条の請求権者に該当するかという点は問題となる。

会社法429条1項責任の株主については、

当該株主の被った損害の性質によって責任追及の可否が分かれている。直接損害を被った場合の株主が429条1項責任の追求権者となりうることは、あまり争いはない<sup>(45)</sup>。これに対して、会社の業績悪化に伴う株価下落のような典型的な間接損害の場合、株主は代表訴訟などで会社の損害回復を行うべきであるとして、株主による429条1項に基づく損害賠償責任追及を認めないのが判例<sup>(46)</sup>・学説<sup>(47)</sup>である。ただし、間接損害であったとしても、株主と役員とが一体となっているような小規模閉鎖会社では、少数株主による代表訴訟を行っても、役員兼大株主による任務懈怠が繰り返されることが想定され、少数株主の救済にはならないおそれがあることから、このような場合には、間接損害を被った株主であっても429条1項の損害賠償責任を認容するべきであるという見解が有力である<sup>(48)</sup>。

限定責任信託の受益者については、224条1項責任追求の「第三者」に含まれると解されている<sup>(49)</sup>。受益者は、受託者の任務懈怠行為によって信託財産に損害が生じた場合、同受託者に対して損失てん補責任(40条1項)を追求することができる。しかしながら、損失てん補責任では受益者救済に不十分である場合には、受益者による受託者に対する特第三者責任の追求が認められるべきであるとされている<sup>(50)</sup>。この損失てん補責任は、その救済範囲があくまでも信託財産に生じた損失の範囲に限られており、受益者の損害全体の救済には不足する場合も想定される。また、信託とは原則として少数特定者間での契約を基礎とすることに鑑みると、会社法の有力説のように、信託受益者を、「第三者」に含むとする理解が妥当であるように思われる。

#### ③ 不法行為債権者<sup>(51)</sup>

224条の第三者には、取引上の債権者のみならず不法行為債権者も含まれると解されている<sup>(52)</sup>。その根拠を明確に記した文献は見

当たらないが、文言解釈上不法行為債権者を排除すると解釈することは困難であることや、会社法429条との対比から<sup>(53)</sup>、不法行為債権者による224条責任追及を認めているように思われる<sup>(54)</sup>。他方で、不法行為債権者は、217条・21条1項8号に基づき、限定責任信託の受託者に対して直接に個人責任を追及することが可能となっている。すなわち、受託者の信託に伴う行為による被害者は、受託者に対して217条1項・21条1項8号による責任追及も224条に基づく責任追及も選択的に行うことが可能になると考えられる<sup>(55)</sup>。

対第三者責任追求場面と不法行為に基づく責任追及場面とでは責任成立のための要件（受託者の主観的要件、受託者の認識の対象など）が異なるものの、不法行為債権者は同一の社会的事実に基づいて損害賠償請求をすることが可能となる<sup>(56)</sup>。

## (エ) 賠償範囲

会社法429条の賠償範囲については、最大昭和44年判決が、「会社がこれによつて損害を被つた結果、ひいて第三者に損害を生じた場合」（間接損害）と「直接第三者が損害を被つた場合」（直接損害）との双方について、「当該取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責に任ずべき」と判示した。この最大昭和44年判決の結論は、間接損害と直接損害の双方を賠償対象に含む両損害包含説として評価され、以後通説として学説及び判例に採用されるようになった。

信託法でも、この両損害包含説が適用されると解されている<sup>(57)</sup>。これに対して一般の信託において受託者の任務懈怠があった場合には、受託者は、信託財産に損失または変更があった場合に初めて原状回復または損失てん補責任を負う（40条）。立案担当者は、この責任を受託者の受益者に対する信認義務違反に基づく債務不履行責任と位置づけている<sup>(58)</sup>。具体的な責任範囲としては、忠実義務違反の場合には利益吐き出しの損失額が推

定されるものの（40条3項）、原則として民法416条に基づいて範囲が定められる<sup>(59)</sup>。民法416条に基づく賠償範囲と会社法の判例法理である直接損害及び間接損害の範囲との差異は容易に論じうるものではないが、少なくとも後者の範囲が前者の範囲よりも狭いことが明白であるとは言えない。すなわち、一般的な信託における受託者よりも、限定責任信託で対第三者責任を負担することになる受託者の方が、より広範な賠償責任を負う可能性がある。この結論は、そもそも受託者の責任範囲を限定しようとする限定責任信託という制度目的そのものと抵触するおそれがある。

## (オ) 小 括

すでに述べたとおり、会社法429条に基づく対第三者責任は、その理論的側面において克服されていない問題を抱えつつ、他方で幅広い形で会社社員の個人責任を実際に認めている。このような会社法の対第三者責任の解釈・運用を、限定責任信託の対第三者責任にそのまま用いることについては、検討の余地があると思われる。

特に受託者が複数いる場合の監視義務との関係で、受託者の「任務懈怠」については、善管注意義務及び忠実義務違反を理由とする任務懈怠認容について慎重に考えるべきである。また、賠償範囲についても、間接損害と直接損害の双方を幅広く救済範囲とする会社法の議論をそのままに適用した場合、受託者の責任を制限するという限定責任信託のそもそもの制度趣旨と抵触するおそれがある。

## 4. 終わりに

限定責任信託はその利用数自体が非常に少なく、信託法224条に基づく対第三者責任が争われた裁判例は見つからなかった。限定責任信託導入の背景には、アメリカのビジネス・トラストなどをモデルとした受託者による信託財産の積極的な運用・活用が想定されてい

たのだと思われる<sup>(60)</sup>。結果的に限定責任信託に関する規律は、会社法が比較参照され、会社法429条をモデルとした受託者の対第三者責任が導入されている。

しかしながら会社法429条（旧商法266条ノ3第1項）は、非常に多くの議論が展開されている規定である。また最大昭和44年判決によって、非常に幅広い場面に適用されうる条文解釈が採用され、実務的にも取締役の個人責任は、会社破綻時における債権者救済場面だけではなく、従業員の過労死や違法性を帯びた金融投資勧誘行為についても認められるなど、幅広く認められうる状況となっている。他方で、取締役の義務については会社の規模や性質に応じて様々な規定が設けられており、更に会社補償（430条の2）や役員賠償責任保険契約（430条の3）など、取締役の個人責任の負担を軽減する制度も用意されている。

これに対して、信託法上の受託者の義務についての規律は詳細なものとは評しがたく、また会社法上の取締役の善管注意義務・忠実義務と信託法上の受託者の善管注意義務・忠実義務は異なるものであることから、どのような場面において受託者の任務懈怠が認められるのかについては、予測が容易とはいえない。また信託法においては受託者の個人責任追及場面における対処制度は特段設けられていない。

会社法の対第三者責任についての考え方をそのまま受託者の対第三者責任制度に適用するという理解や解釈態度は、そもそも受託者の責任を制限しようとしていた限定責任信託という制度の設立趣旨に抵触するおそれがある。また受託者の個人責任の範囲が広く、その具体的な認容の有無について予測が困難であることが、受託者の行動に抑制を促すおそれがある。限定責任信託の活用を期待するならば、アメリカのビジネス・トラストとの関係や会社制度との共通点・相違点をより意識して、限定責任信託の制度趣旨に沿う解釈に

もとづく対第三者責任の制度運用が望ましいのではないだろうか。

#### 【注】

- (1) 弥永真生「責任一有限責任と不法行為責任・工作物責任」NBL791号37頁（2004）37頁。
- (2) 樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅡ』（弘文堂、2003）230頁。
- (3) 前掲（2）樋口・231頁。
- (4) ビジネス・トラストについて、海原文雄「ビジネス・トラストの法的地位」『米英信託法の諸問題・下巻』4頁以下（信山社、1993）、工藤聡一『ビジネス・トラスト法の研究』（信山社、2003）、木内清章「米国におけるビジネス・トラスト法理の発展と動向」関東学院法学21巻2号131頁以下（2011）など。
- (5) 前掲（4）木内・156頁。
- (6) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008）417頁。
- (7) 道垣内弘人編『条解信託法』（弘文堂、2017）〔加毛〕864頁（以下、『条解信託法』と引用）。
- (8) 新井誠『信託法 第4版』（有斐閣、2014）410頁。
- (9) 『条解信託法』〔加毛〕864-865頁、能見善久他編『信託法セミナー(4) 信託の変更・終了・特例等』（有斐閣、2016）217頁〔田中和明発言〕。政府統計データによると限定責任信託の登記件数は、終了・結了をふくめても2017年に26件、2018年に17件、2019年に16件である（<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268337>）（2021/02/28 最終接続）。
- (10) このため、受託者との取引相手を保護するために、限定責任信託は、受託者が信託財産に属する財産のみを持ってその履行の責任を負う旨を定め、登記によって公示する事が求められる(216条1項)。

- (11) 『条解信託法』〔加毛〕865頁。
- (12) 『条解信託法』〔加毛〕864頁、前掲(11)田中・483頁。
- (13) 前者については、無過失の工作物責任を中心として立法時から議論がなされていた(田中和明『詳解信託法務』(清文社、2010)486頁)。
- (14) 能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー(4) 信託の変更・終了・特例等』(有斐閣、2016)216頁田中発言。)道垣内弘人『信託法』(有斐閣、2017)152頁。
- (15) 村松秀樹他『概説新信託法』(金融財政事情研究会、2008)370p注35
- (16) 『条解信託法』〔加毛〕915頁、前掲(6)寺本・426頁。
- (17) 会社法429条1項の法的責任主体は取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人であるが、信託における受託者との対比という観点から、本稿では基本的に取締役のみを比較対象として取り上げる。
- (18) 岩原紳作他編『会社法コンメンタール9—機関(3)』(商事法務、2014)〔吉原和志〕342頁。
- (19) 前掲(18)岩原編・〔吉原和志〕342頁。
- (20) 「合理的経済人としての行動を甚だしく逸脱して会社債権者に損害を被らせた取締役に対して、会社債権者を保護するために人的責任を課す立法政策にも合理性があり、本条にいう任務懈怠とはこのような取締役の責任を認めるためのいわば借用概念」(森本滋「取締役の第三者に対する責任の機能とその適用範囲の拡大(上)」金融法務事情1212号9頁以下(1989)11頁)。
- (21) 大阪高判平成23年5月25日労判1033号24頁。
- (22) 東京地判平成21年2月4日判時2033号3頁。
- (23) 伊藤雄司「取締役等の第三者に対する責任の性質」浜田道代他編『会社法の争点』(有斐閣、2009)166頁。
- (24) 上柳克郎「両損害包含説」『会社法・手形法論集』(有斐閣、1980)120頁。
- (25) 吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護(3・完)」法協102巻8号1480頁以下(1985)1523頁。
- (26) 黒沼悦郎「取締役の債権者に対する責任」法曹時報第52巻10号1頁以下(2000)。
- (27) 『条解信託法』〔加毛〕916-917頁。
- (28) 信託法の善管注意義務・忠実義務について論じた文献は多くあるが、最近のものとして渡辺宏之「受託者の義務・責任(1)」信託278号33頁以下(2019)、「同(2)」信託280号35頁以下(2019)。
- (29) 受益者が2名以上いる場合には、受託者はその受益者のために公平に信託事務を処理することが求められる(『条解信託法』〔沖野〕264-278頁)。この公平義務は、一見すると会社法における株主平等原則(会社法109条)とパラレルの関係に立つようにも思われるが、その立法経緯(要綱試案・第19の5(1))などからすると、受託者の善管注意義務または忠実義務の派生的義務あるいは調整的義務と解すべきである(『条解信託法』〔沖野〕264-268頁)。本稿では、公平義務違反による受託者の個人責任について個別には論じない。
- (30) 法制審議会信託法部会第23回部会議事録(平成17年10月21日)には次のような説明が見られる。「結局事務局としては受託者と受益者の利益が相反するのが基本的に忠実義務の問題で、外部のもの、第三者との利益が相反する場合はそれは善管注意義務の問題だとしておりますので、他の信託財産をある信託財産の債務のために担保に供したというのも第三者の、第三者というか他の信託が第三者でございますので、そこに効果が及ぶ行為であるということになりますと、これは事務局の認識しています忠実義務の範囲からは外れてくるわけございま



- す。いわゆる信託財産間取引というのは例外的に民法108条の仕切りに入るので含めておりますが、それ以外の信託外の第三者が絡むものについては善管注意義務の問題というふうに考えております」([http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2\\_051021-1.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_051021-1.html))
- (31) 受託者の忠実義務に対する派生原則として、受益者の利益と受託者の利益とが相反する行為と、受託者の受益者に対する義務と第三者に対する義務とが相反する行為を利益相反行為として取り出し、制限を加えた31条（利益相反行為）・32条（競合行為）が設けられている（『条解信託法』〔沖野〕187-188頁）。この利益相反行為・競合行為の制約に反する行為も当然に受託者の「信託事務についての任務懈怠」に含まれるが、これらの規定は忠実義務の具体例としての規定であることから（前掲（14）道垣内・230頁）、本稿では個別には触れない。
- (32) 田岡絵里子「受託者の忠実義務の本質的内容と信託事務遂行義務・善管注意義務との概念的関係についての一試論—信任関係の拡大現象を批判する見解から示唆を得て」道垣内弘人編『信託の理念と活用』103頁以下（公益財団法人トラスト未来フォーラム、2015）。
- (33) 『条解信託法』〔沖野〕172-174頁。
- (34) 前掲（28）渡辺(1)・34頁。
- (35) 『条解信託法』〔沖野〕181-182頁。
- (36) 『条解信託法』〔沖野〕192頁。
- (37) 前掲（14）道垣内・230頁、『条解信託法』〔沖野〕194-197頁。
- (38) 神田秀樹『会社法 第23版』（弘文堂、2021）241頁。
- (39) 最判昭和48年5月22日民集27巻5号655頁。
- (40) 前掲（38）神田・242頁。
- (41) 東京地判平成22年4月19日判タ1335号189頁、大阪高判平成25年3月21日先物取引裁判例集69号267頁、大阪高判平成26年2月27日判事2243号82頁など。
- (42) 受託者が第三者委託した場合の当該第三者についての監督義務（35条）については、検討の対象から外す。本稿ではあくまでも受託者として責任を負うものが他の受託者に対して負う監督義務に限って検討対象とする。
- (43) 前掲（6）寺本・238頁、前掲（9）道垣内・90頁。
- (44) 福井修「職務分担型の信託における責任」富山大学経済学部富大経済論集58巻1号22頁以下（2012）31頁。
- (45) 前掲（38）神田・285頁。
- (46) 東京高判平成17年1月18日金融商事法務1209号10頁。
- (47) 河本一郎「商法266条ノ3第1項の『第三者』と株主」服部栄三先生古稀記念『商法額における論争と省察』（商事法務、1990）121頁など。
- (48) 江頭憲治郎『株式会社法 第8版』（有斐閣、2021）535頁注3。
- (49) 『条解信託法』〔加毛〕919頁。
- (50) 『条解信託法』〔加毛〕919頁。
- (51) 不法行為の被害者が救済を受ける際の主張・立証対象と、損害を被った「第三者」が救済を受ける際の主張・立証対象とは異なると考えられるが、本稿では対象としない（『条解信託法』〔加毛明〕918頁参照）。
- (52) 前掲（6）寺本・426頁、田中和明『詳解信託法務』（清文社、2010）491頁。
- (53) 『条解信託法』〔加毛〕918頁。
- (54) 『条解信託法』〔加毛〕918頁。
- (55) 『条解信託法』〔加毛〕918頁、前掲（6）寺本・426頁。
- (56) なお限定責任信託における不法行為責任として主として問題となる工作物責任（民法717条）は、主観的要件との関係から対第三者責任では問題とはならない。
- (57) 『条解信託法』〔加毛〕917頁。

- (58) 前掲 (6) 寺本・162頁。
- (59) 『条解信託法』〔道垣内〕314-315頁。
- (60) 限定責任信託のモデルが、アメリカの  
ビジネス・トラストであることを明記し

た文献は見当たらなかったが、限定責任  
信託とビジネス・トラストの類似性を指  
摘したものとして、前掲 (6) 寺本・417頁。

(はやかわ・さくや)